

住家の損害割合の算出方法

損害割合：住家全体に占める、住家の主要な構成要素の経済的被害の割合。市町村の被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映される。

○部位別損害割合の算出

部位ごとの損傷率に部位別構成比を乗じて算出

$$\begin{aligned} \text{部位別損害割合} &= \text{部位の損傷率} \times \text{部位別構成比} \\ &= \text{損傷部分の割合} \times \text{部位の損傷程度} \times \text{部位別構成比} \end{aligned}$$

- 損傷部分の割合 = (当該部位の損傷部分の面積等) ÷ (当該部位の全面積等)
- 損傷程度 = 各部位ごとに定める5段階の損傷の例示に対応した割合
(Ⅰ：10%、Ⅱ：25%、Ⅲ：50%、Ⅳ：75%、Ⅴ：100%)

【例】

①屋根の全体面積100に対し損傷面積が40で、その損傷程度がⅢ

→部位の損傷率 = $40/100 \times 50\% = 20\%$

②屋根の全体面積100に対し損傷面積が10で、その損傷程度がⅤ

→部位の損傷率 = $10/100 \times 100\% = 10\%$

⇒部位別損害割合

$$\begin{aligned} &= (\text{①} + \text{②}) \times 15\% = (20\% + 10\%) \times 15\% \\ &= 4.5\% \approx 5\% \text{ (小数点以下四捨五入)} \end{aligned}$$

※部位別構成比...住家の各部位に係る施工価格等を参考に設定

地震による被害(第2次調査) 水害による被害及び風害による被害			地震による被害(第2次調査) 水害による被害及び風害による被害		
木造・プレハブ	屋根	15%	非木造	柱(又は耐力壁)	50%
	柱(又は耐力壁)	15%		床・梁	10%
	床(階段を含む)	10%		外部仕上・雑壁・屋根	10%
	外壁	10%		内部仕上・天井	10%
	内壁	10%		建具	5%
	天井	5%		設備等(外部階段を含む)	15%
	建具	15%			
	基礎	10%			
	設備	10%			

住家の損害割合

= 各部位の部位別損害割合の合計

住家の損害割合	=	屋根の 損害割合	+	柱の 損害割合	+...+	設備の 損害割合
---------	---	-------------	---	------------	-------	-------------

(例) 21% = 5% + 10% + 6%

⇒住家の損害割合が20%以上30%未満に該当⇒「半壊」